

# 双葉町農地利用最適化推進委員会委嘱状交付式・令和6年7月定例総会会議録

1. 日 時 令和6年7月19日（金）13時22分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可後の事業計画変更申請  
について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可後の事業計画変更申請  
について

5. 出席委員

農業委員

議席1 鵜沼 久江 委員 議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員

議席4 山田 和男 委員 議席5 木幡 治 委員 議席6 林 和男 委員

議席7 志賀 陸 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

中野 守雄 委員 渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員 檜内 宏 委員

新川 敏浩 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課主事（農業委員会事務局併任） 川崎 大輔

7. 開会

【中野事務局長】

定刻前にはなりますがお揃いですので、双葉町農地利用最適化推進委員会委嘱状交付式を始めさせていただきます。本日進行を務めさせていただきますのは、農業委員会事務局長の中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆さんには、任期満了に伴う新たな双葉町農地利用最適化推進委員の募集を行ったところ、候補者としてご応募いただき、選考手続きを経て、今月7月8日、双葉町農業委員会臨時総会において、皆さんに双葉町農地利用最適化推進委員を委嘱することを決定したところでございます。

それを踏まえ、本日、皆さんを双葉町農地利用最適化推進委員に農業委員会から委嘱するものです。

なお、推進委員の任期には、本日令和6年7月19日から令和9年7月7日までの3年間となります

澤上会長、前にお出で下さい。

それでは、お名前をお呼びしますので、呼ばれた推進委員の方は町長の前へお進みください。

(会長より委嘱状の交付)

榎内 宏 様、高玉 正祐 様、中野 守雄 様、新川 敏浩 様、渡辺 浩美 様

続いて、農地利用最適化推進委員の委嘱にあたりまして、澤上会長よりごあいさつを申し上げます。

### 【澤上会長】

双葉町もなかなか復興が進まないように感じることもございますが、試験栽培も実施されたりと、これから農業再開に向けた動きが増えていくかと思います。今後ますます農地利用最適化推進委員の活躍が求められてくるかと思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

### 【中野事務局長】

澤上会長、ありがとうございました。

次に、各農地利用推進委員の皆さんより自己紹介をいただきたいと存じます。

(各農地利用最適化推進委員が順番に自己紹介)

### 【中野事務局長】

ありがとうございました。次に農業委員の皆さまより自己紹介いただければと思います。

(各農業委員が順番に自己紹介)

### 【中野事務局長】

ありがとうございました。次に事務局より自己紹介をさせていただきます。

(事務局長、職員の順に自己紹介)

以上で、双葉町農地利用最適化推進委員会委嘱状交付式を閉会いたします。

引き続き双葉町農業委員会令和6年7月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

### 【澤上会長】

最近は両竹の草刈りをしておりますが、エアコンをつけても熱風しか出てこないという状況が続いておりますので、皆様も体に気を付けてください。

本日は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請が1件と農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請が2件、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請が2件、それから協議事項がございます。皆さんには慎重に審議いただくようよろしくお願いいいたします。

### 【中野事務局長】

ありがとうございました。それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしくお願ひします。

### 【澤上会長】

ただいまの出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年7月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

### 【中野事務局長】

報告させていただきます。

6月24日、6月定例総会を開催しております。双葉町役場1階大会議室にて、農業委員7名、農地利用最適化推進委員4名、中野、川崎の方で出席しております。

それから翌日の6月25日になりますが、令和6年度相双農林事務所管内農業委員会研修会が開催され、私、中野が福島県南相馬合庁へ出張しております。

7月8日、双葉町農業委員任命式及び双葉町農業委員会臨時総会を開催しております。場所はこちら双葉町役場1階大会議室で、農業委員8名、中野、川崎が出席しております。

7月17日、これから議案の説明に入りますが、現地確認を行っておりまして、農地転用申請が2件、事業計画変更申請が2件ございました。場所は双葉町内の××・××・××地区内でございます。澤上会長、井戸川委員、大森委員にお越しいただき、中野と川崎で同行しております。

次に昨日になりますが7月18日、令和6年度浜通り地方農業委員会協議会総会がいわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催されております。志賀会長職務代理者と中野の方で出席しております。以上になります。

### 【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。

議事録署名人には3番・大森委員、4番・山田委員の両名を指名いたします。よろしくお願いします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」、を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

### 【中野事務局長】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請があつたので審議に付す。令和6年7月19日提出。双葉町農業委員

会会長 澤上 榮。

譲渡人は、双葉町大字××××番地××、××××氏、譲受人は、双葉町大字××××番地××、××××氏で、生前贈与になります。××氏は××氏の息子で世帯分離がされております。本来、帰還困難区域内農地の所有権移転は相続以外では、農地の適正な利用が前提であることから、同一世帯の者への贈与に限り許可しているところですが、本件の場合、譲渡人と譲受人の住所地が同一であり、かつ親子関係であること、生計も同一であったことから、世帯員等に該当すると考えられるため、この点に関しては問題ないと考えております。

譲渡しようとする土地は、別紙のとおり双葉町大字××××番地××ほか10筆です。申請地面積は、末尾にありますように、田・××m<sup>2</sup>、畠・××m<sup>2</sup>、計××m<sup>2</sup>となります。

農地法第3条の規定による許可申請書をご覧いただくと、所有地の欄に、非耕作地についての記載があります。今回事前相談の段階ではこちらの5筆についても申請地に含まれておりましたが、現在除染廃棄物の仮置き場として環境省へ貸付しているため、申請地から外していただきました。

所有権移転後の農地の利用計画が記載されていますが、作付予定作物は水稻及び野菜類で、農機具等はトラクターを1台所有しております。また、農作業従事者は、3人としています。

周辺地域との関係について、譲渡する農地は、世帯員等への権利移動であり、これまでと同様に田畠として利用する予定であり、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農薬の利用についても地域の防除基準に従いますとしています。

また、地域との役割分担については、地域計画策定等の地域での話し合いに参加しますとのことです。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願ひいたします。

### 【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である山田委員から報告願います。

### 【山田委員】

連絡は取れていないのですけれども、資料にございますとおり親子間の権利移動ということのことで、特に問題はないという意見でございます。

【澤上会長】

電話は繋がっていなくても問題はないですか。

【中野事務局長】

行政書士さんが入っているので、問題はないという認識ですが後でご本人に確認するしか  
ないです。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、  
申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。  
一時休議します。

【澤上会長】

会議に戻します。

続きまして議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題と  
します。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第5条第1項  
の規定に基づき、農地転用の許可申請があつたので、審議に付す。令和6年7月19日提出、  
双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者が太陽光発電設備を設置するため、大字××の農地に地上権を  
設定し、農地転用を行うものです。

被設定人は、住所××××、株式会社×××× 代表取締役××××氏、設定人は、双葉町

大字××××、××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××××、地目は畠で、面積は 130 m<sup>2</sup>。都市計画法上は非線引き区域内であり、用途地域は指定されておりません。農地区分としては第2種農地になると考えられます。場所は、××交差点から××方面へ約 500 メートル進んだところにある農地でございます。また、申請農地の南側は水路となっています。北側の××番及び西側の××番は同じ地権者ですが、両方とも宅地で現在は自宅や小規模な倉庫が建っています。申請地に前述の地番××番、××番を併用して、今回の転用目的である太陽光発電事業を行う計画となっています。

3 の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由については、被設定人（事業者）は再生可能エネルギーの普及促進を展開しており、太陽光発電設備を設置する上で条件の良い土地を見つけることができ、地権者の同意も得られたので、事業化を図りたいとしています。戻っていただいて、(3) 事業の操業期間は許可日から 25 年間、(4) 施設の概要ですが、併用地を含めて太陽光発電設備として、太陽光パネル、約 2.3 m × 1.9 m の長方形のパネルを 120 枚組み合わせて設置するとしており、工事の期間は、許可日の翌日から令和 6 年 12 月 31 日までとしています。120 枚のパネルを組み合わせて野立てで設置し、発電した電気は、敷地の上隅に設置する電柱から、敷地外の既設の電柱に電線を繋いで送電する計画となっています。また、申請地、××番の併用地それぞれの設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。

戻っていただいて、4 の権利の設定・移転については、25 年間の地上権を設定するとしています。

5 の資金計画については、用地費として 1 年目の土地の賃料××円、建築費××円の計××円について、自己資金で対応するとしています。

6 の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適當かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

### 【澤上会長】

本件については、井戸川委員に現地を確認していただいており、調査結果を報告

願います。

**【井戸川委員】**

報告させていただきます。7月17日13時50分から中野事務局長と川崎さんの3人で現地を確認させていただきます。申請農地は××さんの自宅の中にあり、ほかの農地に干渉することはないと思いますので、農地を転用して太陽光発電設備を設置することに関しては、特に支障はないと考えますが、×××さん自身があまり納得していない様子も伺えましたので、そのあたりをどう判断するかですね。

**【澤上会長】**

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

**【志賀委員】**

太陽光のパネルは野立てなのか、営農型なのか、形状はどのようにになっているか教えていただきたいです。

**【中野事務局長】**

志賀職務代理者からご質問があった、パネルの形状につきましては、野立てで高さが約3m弱になります。

**【澤上会長】**

今の太陽光パネルの設計は、下にコンクリートを打たないで杭だけ打つような形が多いのですかね。

**【井戸川委員】**

施工業者にもよるとは思いますが、杭だけ打つような形状のものは多いと思います。ですので2日くらいで完成するようなものが多いです。

**【大森委員】**

管理というのはどのようにするのか。

**【中野事務局長】**

管理についてですが。太陽光発電の仕組みを説明させていただきます。今回の例では株式会社××××さんが整備をします。整備と保守点検を兼ねます。通常ですと整備をする会社が保守点検費用を賄うということであっせんするのですが、その会社とは別の会社が発電事業者になります。整備会社が発電事業者を応募して、応募した会社と保守点検契約をするとという流れになります。今回の例でいうと株式会社××××さんが点検業務と維持管理を行うということになります。

**【大森委員】**

その後の草刈りを確実にやるという保証はあるか。

**【中野事務局長】**

それは契約によります。以前に農地転用申請を受けた案件でもそういう契約になっていました。

**【大森委員】**

でも契約で定めているかどうかは分からぬですよね。

**【澤上会長】**

両竹にある太陽光パネルなどはパネルよりも高く草が伸びてしまっていますからね。

会社によって誠意をもって管理しているところもあれば、そうでないところもあります。

**【井戸川委員】**

宅地に設置している太陽光パネルに関しては私たちでは何も言うことができないですからね。農地であれば規制があるのでまだ打つ手はありますけども。私の家の隣にも太陽光発電設備が設置されていますが、そういう話は全く聞いておらず、設置し始めて初めて気づきましたから。

20年なり30年なりで賃借権の設定を終えた後で、原状回復をすることを契約で決めているかどうかも分からぬです。しっかりした会社はそういうこともしているのでしょうか。

うけども。

【澤上会長】

道路西側のところは原状回復する予定はありますか。

【井戸川委員】

寺内前のことですか。

【澤上会長】

そうです。

【井戸川委員】

寺内前は基盤整備事業には入ってきません。

【中野事務局長】

寺内前は基盤整備の予定あります。

【井戸川委員】

寺内前で基盤整備の予定あるのですか。

【中野事務局長】

はい。考えております。

【井戸川委員】

そうだったんですね。

【大森委員】

先ほど××××さんから「できれば反対してほしい」という発言がありましたけど、どうなのですか。

【中野事務局長】

一度休議して本人に聞いてみた方が良いと思います。

【澤上会長】

一時休議します。

【澤上会長】

会議に戻します。

【中野事務局長】

ご本人に意向を確認したところ、一度考え直したいとのことでしたので、継続審議という扱いにさせていただきたいと思います。次回の総会までに継続するのか、それとも申請を取り下げるのかといった意思決定をしていただくことになります。標準処理期間を超過してしまうのは仕方がないという旨を相双農林事務所の方にも確認しました。

【木幡委員】

来月まで延ばすという理解でよろしいでしょうか。

【中野事務局長】

はい。今回既に現地調査や議案の説明、審議は行いましたので、取り下げがなければ次回の総会にて採決のみ行うという流れになるかと思います。

【澤上会長】

それでは本件は継続審議とさせていただきます。

一度休議します。

続きまして議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第5条第1項

の規定に基づき、農地転用の許可申請があつたので、審議に付す。令和6年7月19日提出、  
双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成事業の排水計画により、既設水路の改修工事施工を行うにあたり、当該申請地が施工影響範囲にかかるため、当該申請地を一時転用するものです。

被設定人は、双葉町大字××××番地／×××× 代表取締役社長 ××××、設定人は、  
双葉町大字××××番地 ××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××××番・××番、地目はいずれも田、用地面積の合計は××m<sup>2</sup>です。

また、農振区域の農用地に該当します。

3の転用計画ですが、(1)転用の目的及び(2)権利設定の理由としては、既設水路改修に伴う工事にて当該地区が施工影響範囲にかかるため(3)施設の利用期間、一時転用の期間ですが、許可日から4か月間としています。(4)施設の概要ですが、転用する敷地の南側の既設水路の改修工事に伴い、掘削が必要となります。その掘削の影響が及ぶ可能性がある範囲が図の水色の部分でございます。

4の権利の種類については、賃借権を設定するとしています。

5の資金計画については、工事費用約××円について、××××株式会社の資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響について、土砂等の流出はなく、掘削時の湧水についてはポンプにより作業時排水を行うことにより農業用排水施設の機能への支障を及ぼさないこととするということです。営農条件には影響を及ぼすことはないと考えられることから、特段の措置は講じないとしています。

既に説明した内容は省略しますが、④の申請農地が土地改良区内にある場合の調整状況については、請戸川土地改良区の農地転用について差し支えない旨の意見書が添付されています。⑪の一時転用の場合における農地への復元方法については、土が締め固まつた場合は耕起し、掘削した場合はその土を埋め戻して締固めを行うとしております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適當かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

## 【澤上会長】

本件については、私、澤上が現地を確認しておりますので、調査結果を報告します。

一昨日の7月17日に現地を確認いたしました。ほかの農地に支障を及ぼすことはないと考えます。南側に位置する水路が以前は土側溝で橋が架かっている状態でしたが、U字溝を設置した際に橋を撤去してしまった経緯があり、今回は再度橋を架ける工事をするために、影響線の範囲に係る申請地を一時的に農地転用したいということです。

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請については、許可することが適當との意見書を付して県に送付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第3号は許可することが適當との意見書を付して県に送付することに決定いたしました。

続きまして議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

## 【中野事務局長】

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画の変更申請があつたので審議に付す。令和6年7月19日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本件は、令和6年2月20日付け福島県指令相農林第××××号で農地転用許可を受けた事業計画の変更申請です。

株式会社××××が、双葉町大字××××番×・××番の計2筆、地目は全て田、面積計××m<sup>2</sup>について、太陽光発電事業を目的として農地転用しているものですが、事務局で現地調査を行った際に、申請時の土地利用計画図と工事完了後の設置状況に差異があることが判明したため、事務局から事業者に対して事業計画変更申請の提出を求めたものです。

電柱、パネルの位置、それからフェンスの向きを土地利用計画図（計画変更図）のとおり

変更する申請になります。

変更前の事業計画どおりに遂行できなかつた理由として、電力会社から既設電力柱の高さ不足による建て替えが必要になつたことから、農地転用申請地内への新設電力柱設置の要請を受け、それに伴い、パネルの位置、フェンスの向きにも変更の必要が生じたとしております。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

**【澤上会長】**

本件については、大森委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果を報告願います。

**【大森委員】**

電柱、フェンスの設置状況が適切かどうかを確認してまいりまして特に問題はございませんでしたが、電柱のNoが変更後の土地利用計画図と異なつてましたので、そこはどう判断するか事務局長にご教授いただきたいと思います。

**【中野事務局長】**

そこは修正をさせる方向で考えております。

**【澤上会長】**

では本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

**【志賀委員】**

本件は工事期間については関係ないですか。

**【中野事務局長】**

本件の工事はすでに終わっております、事業計画変更の承認が下り次第工事完了報告を提出していただくような流れになります。ですからこれから工事に入るわけではございません。

**【澤上委員】**

その他質疑等ある方はいますか。

それではお諮りいたします。議案第4号の農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第5号の農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、計画変更について承認相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

#### 【中野事務局長】

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画の変更申請があつたので審議に付す。令和6年7月19日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本件は、令和6年3月15日付け福島県指令相農林第××××号で農地転用許可を受けた事業計画の変更申請です。

株式会社××××が、双葉町大字××××番×・××番×の計2筆、地目はどちらも畠、面積計××m<sup>2</sup>について、太陽光発電事業を目的として農地転用しているものですが、こちらも先ほどの議案第4号と同様に事務局で現地調査を行った際に、申請時の土地利用計画図と工事完了後の設置状況に差異があることが判明したため、事務局から事業者に対して事業計画変更申請の提出を求めたものです。

電柱、パネルの位置、それからフェンスの向きを土地利用計画図（計画変更図）のとおり変更し、さらに工事期間を許可日～令和6年4月30日までだったのを、許可日～令和6年6月30日に延長する変更申請になります。

変更前の事業計画どおりに遂行できなかつた理由として、送電ルート沿いの不在地権者と連絡がつかず、他ルートに変更が必要になつたことから、新設電力柱設置の要請を電力会社から受け、それに伴い、パネルの位置、フェンスの向きにも変更の必要が生じたとしており

ます。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

**【澤上会長】**

本件については、大森委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果を報告願います。

**【大森委員】**

電柱、フェンスの設置状況が適切かどうかを確認してまいりまして特に問題はございませんでしたが、標識に記載されている発電事業者の名称が株式会社〇〇〇〇となっていました。事務局さんの方で確認していただけるということでしたがその後の経過はどうなりましたか。

**【中野事務局長】**

まず株式会社××××さんが整備をして事業として登録をし、農地転用の申請を出します。その後農地転用が完了した段階で、地上権や所有権を譲渡するような流れになります。今回ですとその譲渡先が株式会社〇〇〇〇さんになります。ですのでそこが農地法の隙間であり、なかなか指導のしようがないというのが現状です。

**【澤上会長】**

では本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

**【木幡委員】**

先ほどの案件もそうですが、工事が終わってからの計画変更というのはありますか。本来工事の最中にわかることのような気がするのですが。その段階で変更申請って出てきてもいいと思います。

**【中野事務局長】**

本来であれば工事途中に我々の方で確認ができればよいのですが、先ほど井戸川委員がおっしゃっていたように、工事期間が2日ほどで終わっていますので、確認する前に終わって

しまっているというのが現状でございます。

ここ最近件数が増えてきてこういったことが多々あるということも分かってきましたので、これを踏まえて指導していきたいと考えております。

**【志賀委員】**

土地改良区からの意見書が添付されていますが、4月に交付されたものになっていますが良いのですか。

**【中野事務局長】**

交付日は4月のものですが、有効期間が3年間とされておりますので、問題ないと相双農林事務所からの確認を得ております。

**【澤上委員】**

その他質疑等ある方はいますか。

それではお諮りいたします。議案第5号の農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第5号の農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、計画変更について承認相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

本日の議案審議は以上になります。

(15時07分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長 澤上 榮 

議事録署名人 ..... 大森 成広 ..... ㊞

議事録署名人 ..... 山田 和男 ..... ㊞